

徳島県規則第四十四号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第一号の3中「係長」を「課長補佐及び係長」に改め、同号の6中「副課長」を「副課長及び県立総合大学校本部の副本部長」に改め、同表第二号の3中「及び拠点整備課」を「、拠点整備課及び監察課」に改める。

第二十七条の三第一項の表第一号中「副課長」を「副課長及び県立総合大学校本部の副本部長」に改める。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育長」を「副教育長(徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)第十五条第一項に規定する副教育長をいう。以下同じ。)」に改める。

第三条第二項中「教育長、」を削る。

第九条第一項第三号中「教育長」を「副教育長」に改める。

第六十四条第一項中「委員長は、」の下に「知事が指定する」を加える。

第六十五条中「部長」を「部長」に改め、「除く。」の下に「、教育長、警察本部長」を加える。

(徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第三条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則(昭和三十九年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、教育委員会事務局」を削り、「の長」の下に「並びに副教育長(徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)第十五条第一項に規定する副教育長をいう。)」を加える。

第四条の表中「教育長及び」を削る。

(徳島県公舎管理規則の一部改正)

第四条 徳島県公舎管理規則(昭和三十九年徳島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「教育長、」を削る。

第五条第一項中「教育長」を「副教育長(徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)第十五条第一項に規定する副教育長をいう。)」に改める。

(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

第五条 徳島県職員被服等貸与規則(昭和四十年徳島県規則第二十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表出納局工事検査課又は徳島県総合県民局出納室の項の項名を「出納局検査企画課又は徳島県総合県民局出納室」に改める。

(徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第六条 徳島県物品購入審査委員会規則(昭和四十年徳島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「教育総務課長」を「教育政策課長」に改める。

(徳島県県有車両管理規則の一部改正)

第七条 徳島県県有車両管理規則(昭和四十二年徳島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「教育総務課」を「教育政策課」に改める。

(徳島県公文書管理規則の一部改正)

第八条 徳島県公文書管理規則(平成十三年徳島県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四項」を「第二項」に改める。

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第九条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

「いい、知事が指定するものに限る」を「いう」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。